

関西の活性化に資する地域主権の時代に
ふさわしい大都市制度のあり方について

— 資料編 —

平成21年1月
関西4都市市長会議

○ 集積された都市機能【本編P 1】

	面積 (km ²)	人口 (人)	昼間人口 (人)
関西合計	27,341.06	20,893,067	20,788,714
4市合計	1,752.42 6.4%	6,459,981 30.9%	7,484,206 36.0%
京都市	827.90	1,474,811	1,582,980
大阪市	222.30	2,628,811	3,581,675
堺市	149.99	830,966	771,580
神戸市	552.23	1,525,393	1,547,971

	事業所数 (事業所)	事業所従業者数 (人)	ホテル客室数 (室)	国際会議開催件数 (件)
関西合計	959,382	9,380,709	105,451	463
4市合計	382,561 39.9%	3,973,792 42.4%	68,548 65.0%	360 77.8%
京都市	78,333	734,400	16,589	183
大阪市	201,462	2,216,895	39,543	76
堺市	29,978	304,005	766	12
神戸市	72,788	718,492	11,650	89

- 出典 ・ 国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」
 ・ 「平成17年国勢調査」
 ・ 「平成18年事業所・企業統計調査」
 ・ 厚生労働省「衛生行政報告例（平成18年度）」
 ・ J N T O「2007年コンベンション統計」

○ 関西の発展を牽引する4都市【本編P1】

	卸売業年間 商品販売額 (百万円)	小売業年間 商品販売額 (百万円)	製造品出荷額等 (百万円)	市内総生産(名目) (百万円)
関西合計	67,128,402	21,706,151	48,432,654	80,679,419
4市合計	51,373,805 76.5%	9,140,843 42.1%	11,658,847 24.1%	36,610,888 45.4%
京都市	3,555,281	2,013,745	2,250,754	6,005,863
大阪市	42,752,623	4,547,883	4,013,010	21,863,247
堺市	1,000,507	782,813	2,734,242	2,705,450
神戸市	4,065,394	1,796,402	2,660,841	6,036,328

	府県税収入 (百万円)
2府4県の府県税収入合計	2,529,903
4市域からの府県税収入合計	1,314,244 51.9%
京都市域からの府税収入	191,775
大阪市域からの府税収入	777,343
堺市域からの府税収入	93,332
神戸市域からの県税収入	251,794

- 出典
- ・「平成19年商業統計」
 - ・「平成18年工業統計」
 - ・「平成17年度県民経済計算」
 - ・総務省「平成18年度都道府県決算状況調」
 - ・各市資料

○ 諸外国の国内総生産（名目GDP）【本編P1】

（単位：10億米ドル）

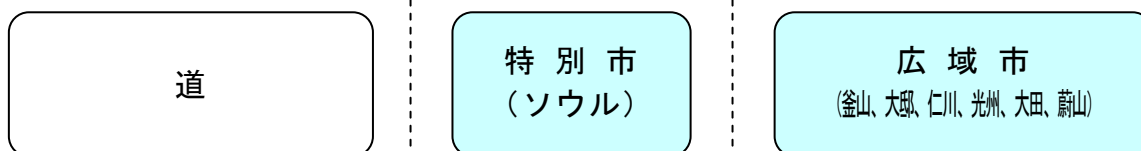
	平成17（2005）
アメリカ	12,364.1
日本	4,557.6
ドイツ	2,789.6
イギリス	2,277.3
フランス	2,146.5
イタリア	1,776.3
カナダ	1,132.8
スペイン	1,130.2
メキシコ	844.1
韓国	791.4
オーストラリア	738.8
オランダ	638.5
トルコ	483.0
ベルギー	375.7
スイス	371.9
スウェーデン	366.0
関西4都市	332.6
オーストリア	304.0
ポーランド	303.9
ノルウェー	302.0
デンマーク	257.7
ギリシャ	245.8
アイルランド	201.7
フィンランド	195.7
ポルトガル	185.4
チェコ	124.5
ニュージーランド	110.4
ハンガリー	110.2
スロヴァキア	47.9
ルクセンブルグ	37.6
アイスランド	16.3

※ 関西4都市は年度、その他は暦年

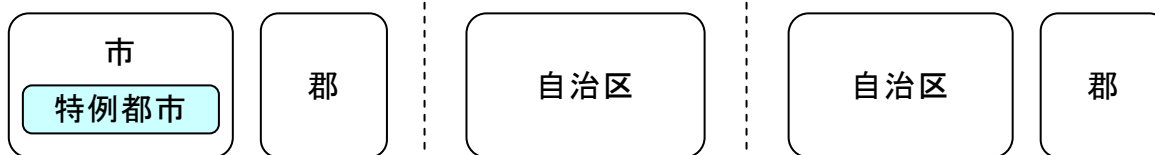
○ 諸外国における大都市制度【本編P 3】

韓国

《広域自治体》



《基礎自治体》



【大都市制度の概要】

	【参考】 ソウル特別市	【参考】 広域市	特例都市
憲法上の位置づけ	なし		
法令上の位置づけ	地方自治法第 161 条 →ソウル特別市の 行政特例に関する法律	地方自治法第 8 条 ～第 11 条	地方自治法第 161 条 の 2 (人口 50 万以 上の市)
広域自治体との 包括関係	(広域自治体である)		道に包括される
特 徴	事務配分の特例 大都市の特殊性にかんがみ、基礎自治体 の事務のうち、一定の事務については、 ソウル特別市・広域市に帰属		事務配分の特例 道が処理する事務 の一部を直接処理 することができる
			組織の特例 区域内に行政区を 設置
	財政上の特例 基礎自治体の税目のうち一定の税目は ソウル特別市・広域市の税目		

フランス

《広域自治体》

レジオン

デパルトマン

《基礎自治体》

コミューン
マルセイユ
リヨン

パ リ

【大都市制度の概要】

	パ リ	マルセイユ・リヨン
憲法上の位置づけ	あり（憲法第 72 条第 1 項）「特別な地位を持つ地方団体」	
法令上の位置づけ	3 市を対象とする大都市法（1982. 12. 31 公布）	
広域自治体との 包括関係	デパルトマンの区域外	デパルトマンに包括される
特 徴	自治体の位置づけ デパルトマンとコミューンの 位置づけを併せ持つ	/
	事務配分の特例 デパルトマンとコミューンの 両方の事務を行う	/
	組織の特例 ・ 区あり ・ 区議会あり	
	国に留保される権限 警察権限（パリ警視総監）	/

ドイツ

(連邦を構成する州)

《広域自治体》

クライス

《基礎自治体》

ゲマインデ

都市州
 (ベルリン州・ハンブルク州・ブレーメン州)

郡独立市
 (ミュンヘン、デュッセルドルフ等)

【大都市制度の概要】

	都市州	郡独立市
憲法上の位置づけ	あり (基本法前文)	なし
法令上の位置づけ	なし	州法
広域自治体との包括関係	クライスの区域外 ※連邦を構成する州とされる	クライスの区域外
特 徴	自治体の位置づけ 連邦を構成する州・クライス・ゲマインデの位置づけを併せ持つ	自治体の位置づけ クライスとゲマインデの位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 連邦を構成する州・クライス・ゲマインデの事務を行う	事務配分の特例 クライスとゲマインデの事務を行う
	組織の特例 ・ その内部に区を有する ・ 直接公選の議員からなる区議会あり	組織の特例 ・ 州によっては、その内部に区を設定することができる ・ 区には代表者会議あり

イギリス

《広域自治体》

G L A

《基礎自治体》

ロンドン区
・シティ

大都市圏
ディストリクト
(バーミンガム、
リバプール等)

カウンティ

ディストリクト

ユニタリー

【大都市制度の概要】

	ロンドン区・シティ	大都市圏ディストリクト
憲法上の位置づけ	/	
法令上の位置づけ	London Government Act 1963 等	Local Government Act 1972 等
広域自治体との 包括関係	G L A に包括される	広域自治体の区域外
特 徴	/	
	事務配分の特例 ・ 消防・緊急時計画以外の広域自治体が行う事務と基礎自治体の事務を行う （消防・緊急時計画はG L Aが行う） ・ シティは独自のシティ警察を有する	自治体の位置づけ 広域自治体と基礎自治体の位置づけを併せ持つ 事務配分の特例 ごみ処理・消防・緊急時計画以外の広域自治体の事務と基礎自治体の事務を行う （ごみ処理・消防・緊急時計画は大都市圏事務組合が行う）

○ 地方分権改革・道州制の議論における“大都市制度”の検討状況

【本編P3】

地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」（平成19年11月16日）

6 分権型社会への転換に向けた行政体制

(2) 大都市制度のあり方

（省略）従来、国、都道府県が対応することとされてきた大都市地域の課題であっても、大都市自身が周辺の市町村と連携しながら処方箋を用意するという役割を付与すべきではないか。このような視点から、大都市制度のあり方についてそれを支える税財政制度を含めて検討するべきである。

（省略）

地方分権改革推進委員会「第1次勧告」（平成20年5月28日）

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」（平成20年12月8日）

⇒ ともに、「大都市制度」に関する記載なし

第29次地方制度調査会の審議事項

I 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

（省略）

3 大都市制度のあり方

○ 大都市と都道府県との関係等

○ 指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

⇒ 今のところ、「大都市制度」に関して議論されていない

道州制ビジョン懇談会「中間報告」（平成20年3月24日）

4 国、道州、基礎自治体の役割と権限

(1) 基礎自治体の役割

（省略）政令指定都市や大都市圏域の基礎自治体のあり方についてもあわせて検討する。

⇒ 今のところ、「大都市制度」に関して議論されていない

○ 大都市特有の行政課題【本編 P 5】

	保育所待機児童数 (人)	生活保護被保護実人員数 (人・年間)	ホームレス人数 (人)
関西合計	2,991	4,649,823	5,422
4市合計	1,593 53.3%	2,515,177 54.1%	4,275 78.8%
京都市	99	463,537	383
大阪市	696	1,321,696	3,647
堺市	311	240,562	96
神戸市	487	489,382	149

	ごみ総排出量 (トン)	放置自転車台数 (台)	刑法犯罪認知件数 (件)
関西合計	9,333,129	89,108	453,593
4市合計	3,504,973 37.6%	63,754 71.5%	191,389 42.2%
京都市	672,951	7,896	36,102
大阪市	1,633,052	50,371	98,877
堺市	388,080	1,493	22,005
神戸市	810,890	3,994	34,405

- 出典
- ・厚生労働省「保育の状況（平成20年4月1日）等について」
 - ・厚生労働省「福祉行政報告例（平成18年度）」
 - ・厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」
 - ・環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成18年度）」
 - ・内閣府「平成19年度駅周辺における放置自転車等の実態調査」
 - ・総務省「統計でみる市区町村のすがた2008〈安全〉」

○ 部分的な事務配分がもたらす支障例（緊急経済対策）【本編P 8】

・雇用対策

（現状）

- 職業紹介や雇用対策は、一般的に国・府県の役割として位置付けられている。
- 人口が集積する大都市においては、福祉施策と相俟って国・府県と連携して就労支援や雇用対策の取組みを行っている。
- 昨今の厳しい経済情勢の中、住民に最も身近な市町村の窓口への相談が増加している。

（課題）

- 大都市では、職業紹介や雇用対策について一定の役割を果たしているものの、国・府県の補完的な役割とされており、住民からの相談に対してワンストップで対応することができない。
- 国の第二次補正予算案では、都道府県に対する交付金によって基金を設置することが盛り込まれているが、都道府県の基金となれば大都市の迅速な施策展開に支障が生じる。

・生活安心確保対策

（現状）

- 国の緊急対策の一つとして、定額給付金事業が今年度の第二次補正予算案の中に盛り込まれており、その事業主体は市町村とされている。
- 事業に要する経費は国が負担するとされているが、国が定める給付方法等によらなければならない。

（課題）

- 各自治体における創意工夫が実質上不可能な制度となっている。
- とりわけ大都市は多くの住民を抱えており、給付金の支給を円滑に進めるためには柔軟な運用が不可欠である。